

貝塚市公告第103号

地方税法第20条の2の規定により送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため公示送達する。

令和8年6月24日

貝塚市長 牛尾 治朗

公 示 送 達 書		
下記の書類は、当市役所納税課に保管してありますから、出所のうえ受領してください。		
送達を受けるべき者	住(居)所	大阪府貝塚市津田南町
	氏名又は名称	坂口 誠
送達する書類名	充当通知書 (過誤納番号 1604)	
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		